

周南市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 6 月

平成 2 8 年 4 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 6 年 4 月改定

周南市

目 次

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 取組の経緯	1
3. 周南市行動計画の策定	2
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5. 対策推進のための役割分担	7
(1) 国の役割	7
(2) 県、市の役割	8
(3) 医療機関の役割	9
(4) 指定（地方）公共機関の役割	9
(5) 登録事業者の役割	9
(6) 一般の事業者	9
(7) 市民	10
6. 対策の基本項目	10
(1) 実施体制	10
(2) 情報提供・共有	11
(3) まん延防止に関する措置	12
(4) 予防接種	12
(5) 医療	15
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	16
7. 発生段階	16
8. 組織体制	17
III. 各段階における対策	19
1. 未発生期	19
(1) 実施体制	19
(2) 情報提供・共有	20
(3) まん延防止に関する措置	20
(4) 予防接種	21
(5) 医療	22
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	22

2. 海外発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報提供・共有	23
(3) まん延防止に関する措置	24
(4) 予防接種	24
(5) 医療	25
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	25
3. 地域未発生期	26
(1) 実施体制	26
(2) 情報提供・共有	26
(3) まん延防止に関する措置	27
(4) 予防接種	28
(5) 医療	29
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	29
4. 地域発生早期	31
(1) 実施体制	31
(2) 情報提供・共有	31
(3) まん延防止に関する措置	32
(4) 予防接種	33
(5) 医療	34
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	34
5. 地域感染期	36
(1) 実施体制	36
(2) 情報提供・共有	37
(3) まん延防止に関する措置	37
(4) 予防接種	39
(5) 医療	39
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	39
6. 小康期	42
(1) 実施体制	42
(2) 情報提供・共有	42
(3) 予防接種	43
(4) 医療	43
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	43
参考資料	44
用語解説	46

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

山口県では、国の策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、県としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり県の行動計画の見直しが行われた。

本市においても、国、県に準じて、市としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

平成 21 年(2009 年) 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、山口県においても、国に準じ、県の行動計画が改定された。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ねられ、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3. 周南市行動計画の策定

国は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年（2013 年）2 月 7 日）を踏まえ、平成 25 年（2013 年）6 月 7 日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。山口県においても、政府行動計画に示された基準を踏まえ、山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定した。県行動計画では、県における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定められており、本市においても、示された基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、周南市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。市行動計画は、市が実施する措置等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的な影響が大きなもの

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、山口県への侵入も避けられず、県内で初めて発生することも考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

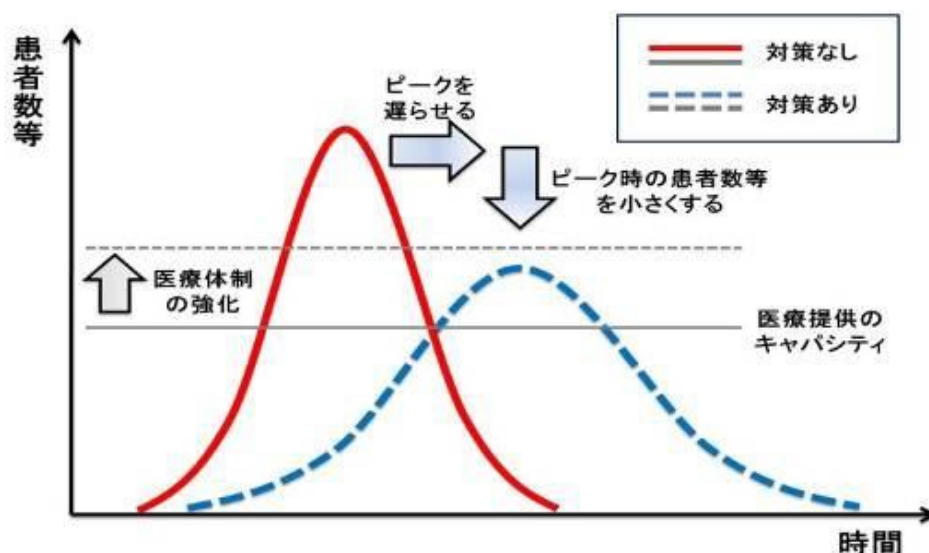
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の策定・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市行動計画では、政府行動計画及び県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ．において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- （１）発生前の段階では、市内における予防接種の接種体制の構築、市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。
- （２）世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- （３）県内の発生当初の段階では、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等について県に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- （４）国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- （５）県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。

したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が国や県等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような感染症が、新感染症として発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県（具体的な対策の場となる健康福祉センターその他の出先機関を含む。）、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等に係る対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前

提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携・協力の確保

周南市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は特に必要があると認める場合には県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

（１）新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国では、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の 25%が罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。

本市における流行規模の想定にあたっては、政府及び県行動計画の中で推計された流行規模を参考に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

本市の新型インフルエンザ流行規模の推計

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	日本における患者数(上限値)		山口県における患者数(上限値)		周南市における患者数(上限値)	
	約1,300万人～約2,500万人		約15万人～約30万人		約1.7万人～約3.2万人	
入院患者数上限	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約760人	約2,500人
死亡者数上限	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約200人	約700人

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２） 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO（世界保健機構）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

国は新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）において基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

（２）県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

新型インフルエンザ等患者が複数の県をまたがって移動した場合や、県境部で新型インフルエンザ等患者等が発生した場合など、県のみによる対応が困難又は不適當な場合は、接触者調査や入院医療機関の確保等について、国及び近隣の県と調整を行う。

県立総合医療センターにおいては、感染症指定医療機関として患者等に対する医療を積極的に提供する。

健康福祉センターについては、地域における感染症対策の中核機関として、環境保健センターについては、県における技術的専門的な機関として位置づけるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応を推進していく。

警察本部及び警察署においては、必要に応じて、県健康福祉部と連携し、新型インフルエンザ等の流行時、社会的な混乱を生じさせないように努める。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

本市消防本部及び熊毛地区を管轄する光地区消防組合消防本部は、県の要請により患者等の移送に協力する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

- ① 第一種・第二種感染症指定医療機関及び予め入院患者の受入れを依頼し、その協力を得た医療機関においては、患者の入院・治療に対応できるよう、受け入れ体制など必要な体制を整える。
- ② 帰国者・接触者外来を行う医療機関は、患者の診断・治療に対応できるよう、受け入れなど必要な体制を整える。
- ③ 地域感染期における医療については、全ての医療機関において、診断・治療のできる体制を整える。
- ④ 医師会は、県と協力し、医療機関及び医療機関への受診者への情報提供及び感染予防のための普及啓発に努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を

行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる（特措法第4条第1項、第2項）。

（７）市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

新型インフルエンザ患者等及びその接触者に対して、その人権を十分に配慮し、偏見や差別を持たないよう努め、その人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

6. 対策の基本項目

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止」、「（４）予防接種」、「（５）医療」、「（６）市民生活・市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

各項目の対策等については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下に示す。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は県及び他の市町等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進めながら、庁内一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」や「県対策本部」が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や部局等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。

さらに、政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、特措法に基づくインフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われる。この際には、市長を本部長とした「市対策本部」を立ち上げ、必要な措置や対応を実施する。

（２）情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

- ・ 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

② 情報提供手段の確保

- ・ 市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者、高齢者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。
- ・ 特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

- ・ 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

⑤ 情報提供体制

- ・ 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

（３）まん延防止に関する措置

① まん延防止の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

② 主なまん延防止対策

- ・ 個人レベルの対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・ 地域対策及び職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。
- ・ また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等（特措法第45条第1項、第2項、第3項）を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

（４）予防接種

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、

新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

① 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 対象

- ・ 登録事業者のうち、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- ・ 特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

イ 接種順位

- ・ 特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に基本的な考え方を整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する
 - ①医療関係者
 - ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - ④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

ウ 特定接種の接種体制

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

② 住民接種

- ・ 特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言がなされている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ・ 一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の

規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

- ・ 住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。
- ・ 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

【参考：国における住民接種の接種順位に関する基本的な考え方】

（予防接種に関するガイドライン抜粋）

- パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- 住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ア 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - イ 妊婦
 - ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

- 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

【新型インフルエンザワクチンの接種体制】

	パンデミックワクチン	
	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全 市 民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	臨時接種 (第6条第1項)	新臨時接種 (第6条第3項)
実施主体	周 南 市	
接種費用	公費負担	自己負担（低所得者を除く）
接種方式	原則として集団的接種	
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公共施設で接種	
	入院中の患者、医療従事者等は、医療機関で実施	
供給体制	政府が保有する、もしくは購入した ワクチンの流通を都道府県ごとに管理	
	原則10mlバイアル	

（５）医療

① 医療の目的

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小

限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・ 市は、各発生段階における医療体制の整備や対策等について、県等からの要請に応じ、て適宜協力する。

② 発生前における医療体制の整備

- ・ 山口県周南健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）を中心として、医師会、薬剤師会、中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市、消防等の関係者からなる新型インフルエンザ等対策連絡協議会を設置するなど、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

③ 在宅療養者への支援

- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保が図られる。その際、市は、県と連携して関係団体の連携を得ながら在宅で療養する患者への支援を行う。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がかり患し、各地域での流行が約８週間程度続くとされている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、本市をはじめ、国、県、他市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7. 発生段階

国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、５つの発生段階に分類している。

地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等につ

いて、柔軟に対応する必要があることから、市では県に準じて「国内発生早期」「国内感染期」において、「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」を設け、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。市及び関係機関等は、市行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

発生段階	国	県	周南市
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	地域未発生期 県で患者が発生していない状態	地域未発生期 市で患者が発生していない状態
		地域発生早期 県で患者が発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	地域発生早期 市で患者が発生しているがすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	地域感染期 県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	地域感染期 市で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

8. 組織体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、関係部局等が連携・協力して、発生時に備えた準備を進めながら、庁内一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」や「県対策本部」が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や各部局等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。さらに、政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、緊急事態宣言が発出された場合などには、市長を本部長とした「市対策本部」を立ち上げ、必要な措置や対応を実施する。

発生段階 国・県・市		県		周南市
		本庁	現地	
未発生期		山口県 新型インフル エンザ等 対策協議会	山口県 新型インフル エンザ等 対策連絡協議会	情報の集約・共有・ 分析
海外発生期			山口県 新型インフル エンザ等 対策本部	周南市 新型インフル エンザ等対策 本部
国内 発生 早期	地域未発生期			
	地域発生早期			
国内 感染期	地域感染期			
小康期			適宜変更	政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、情報の集約・共有・分析

【周南市新型インフルエンザ等対策本部】

対策本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 上下水道事業管理者 総務部長 企画部長 財政部長 地域振興部長 文化スポーツ観光部長 環境生活部長 福祉部長 こども未来部長 健康医療部長 産業振興部長 建設部長 都市整備部長 モーターボート競走事業管理者 議会事務局長 消防長 光地区消防組合消防本部消防長 教育部長 新南陽総合支所長 熊毛総合支所長 鹿野総合支所長 上下水道局副局長

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

1. 未発生期

状態
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 国や県が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報について、継続的に収集を行う。

(1) 実施体制

① 市行動計画等の策定

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康医療部)
- ・ 市は、業務継続計画を策定する。(全部局)

② 体制整備と連携の強化

- ・ 市は、健康福祉センターが設置する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参画し、医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む市内の中核的医療機関、警察署等の関係機関との連携を強化する。(健康医療部、教育部、消防本部)
- ・ 市は、県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素か

らの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(健康医療部、関係部局)

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)

② 体制整備等

- ・ 市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。(健康医療部、関係部局)
- ・ 市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備する。(健康医療部)
- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、健康福祉センターとの連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(健康医療部)
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する準備を進める。(健康医療部)

(3) まん延防止に関する措置

① 個人における感染対策の普及

- ・ 市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)
- ・ 市は、県と協力して新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(健康医療部)

② 地域対策・職場対策の周知準備

- ・ 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、県に協力して周知を図るための準備を行う。(健康医療部)

③ その他

- ・ 市は、防疫対策として必要となる資材（防護服、マスク等）を確保する。（健康医療部）

（４）予防接種

① 特定接種の位置づけ

- ・ 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ・ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体として接種を実施する。（健康医療部）

② 特定接種の準備

- ・ 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。（健康医療部）
- ・ 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。（健康医療部）

③ 住民接種の位置づけ

- ・ 住民接種は、全市民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- ・ 実施主体である市が接種を実施する対象者は、本市の区域内に居住する者を原則とする。
- ・ 上記以外にも住民接種の対象者としては、本市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

④ 住民接種の準備

- ・ 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。（健康医療部）
- ・ 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（健康医療部）
- ・ 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。（健康医療部）
- ・ 市は、速やかに住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康医療部）

(5) 医療**① 地域医療体制の整備**

- ・ 市は、健康福祉センター等（保健所）を中心とした、医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む市内の中核的医療機関、警察署等の関係者からなる「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参画し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。（健康医療部）

② 地域感染期に備えた医療の確保

- ・ 市は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備えて県が行う、患者を収容する公共施設等、収容人員等のリスト化に協力する。（健康医療部）
- ・ 市は、県の要請に基づき、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（総務部、健康医療部、消防本部）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**① 要援護者への生活支援**

- ・ 市は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携して要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康医療部、福祉部、こども未来部、関係部局）
- ・ 市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（健康医療部、福祉部、こども未来部、関係部局）

② 火葬能力等の把握

- ・ 市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（環境生活部）

③ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。（健康医療部）

2. 海外発生期

状態
・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的
1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制強化に協力する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 5) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 体制の強化

- ・ 国において、「政府対策本部」が設置され、「県対策本部」が設置された場合は、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内発生に備える。
- ・ 市は、健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参画し、関係機関との連携を強化する。(健康医療部、教育部、消防本部)
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等を踏まえ、必要に応じ、市の業務継続計画の見直しを行う。(全部局)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、情報入手が困難なことが予想される高齢者及び視聴覚障害者等の情報弱者に対

しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(健康医療部、福祉部、こども未来部)

- ・ 市は、県や（公財）山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(健康医療部、関係部局)

② 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、感染拡大を早期に探知するため、県が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の把握と欠席者の把握に協力する。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)

③ コールセンターの設置体制

- ・ 市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行う。(健康医療部)

(3) まん延防止に関する措置

① 感染症危険情報の発出等

- ・ 市は、国から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(健康医療部)

② 感染対策の実施

- ・ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)

(4) 予防接種

① 特定接種

- ・ 市、県及び登録事業者は、国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、特定接種を行うときは、労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。(健康医療部)
- ・ 市は、県と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康医療部)

② 住民接種

- ・ 市は、国と連携して特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始する。(健康医療部)
- ・ 市は、国から要請があったときは、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康医療部)

③ モニタリング

- ・ 市は、国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。(健康医療部)

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

- ・ 市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に対し、県の設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康医療部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを高齢者や障害者等の要援護者や協力者へ連絡する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、関係部局)

② 事業者の対応

- ・ 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(健康医療部、関係部局)

② 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境生活部)

3. 地域未発生期

状態
・ 県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、いずれかの県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的
1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、対策についての的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。
2) 国が国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。
3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染対策について市民への積極的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 体制の強化

- ・ 市は、引き続き情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内発生に備える。
- ・ 市は、健康福祉センターが開催する「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に参画し、関係機関との連携を強化する。(健康医療部、教育部、消防本部)
- ・ 市は、必要に応じて市対策本部を設置する。

【緊急事態宣言の措置】

- 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置する。(全部局)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市は、市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行うとともにホームページの内容等について随時更新する。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)
- ・ 市は、県や(公財)山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(健康医療部、関係部局)

② 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。（企画部、健康医療部）
- ・ 市は、感染拡大を早期に探知するため、県が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握に協力する。（健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部）

③ コールセンターの充実・強化

- ・ 市は、国から配布されたQ & Aのほか、コールセンターに寄せられる問い合わせや県、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。（健康医療部）

(3) まん延防止に関する措置

① 市内でのまん延防止対策

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。（健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部）
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染対策の徹底を要請する。（健康医療部、関係部局）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係部局）
- ・ 市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康医療部、福祉部、こども未来部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、市は、必要に応じて県が実施する次の措置に協力する。

① 外出制限等

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

② 施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定め

る施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。

- ・ 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

③ 施設の使用制限(学校、保育所等以外)

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

① 住民接種

市は、県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を開始する。(健康医療部)
- ・ パンデミックワクチンが、全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は新臨時接種を開始する。(健康医療部)
- ・ 市は、新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・市民センター など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康医療部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、市は、必要に応じて次の措置を講じる。

- ① 市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康医療部)

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

- ・ 市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に対し、県の設置する帰国者・接触者相談センターに相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(健康医療部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ・ 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係部局)

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力要請する。(環境生活部、健康医療部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者である市は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道局)

② 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれそ

の業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（健康医療部、関係部局）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県が行う調査・監視に協力するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境生活部、関係部局）

4. 地域発生早期

状態
・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的
1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う緊急事態宣言により、積極的な感染対策等をとる。 2) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や積極的な感染対策について、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 地域感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制**① 体制の強化**

- ・ 市は、引き続き情報の集約・共有・分析を行う。(健康医療部)

【緊急事態宣言の措置】

- 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置する。(全部局)

(2) 情報提供・共有**① 情報提供**

- ・ 市は、市民に対して県内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)
- ・ 市は、県や(公財)山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやす

い日本語を含む多言語で、情報提供する。(健康医療部、関係部局)

② 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康医療部、企画部)
- ・ 市は、感染拡大を早期に探知するため、県が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握に協力する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、教育部)

③ コールセンターの継続

- ・ 市は、県と連携して、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。(健康医療部)

(3) まん延防止に関する措置

① 市内でのまん延防止対策

市は、県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染対策の徹底を要請する。(健康医療部、関係部局)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(関係部局)
- ・ 市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康医療部、福祉部、こども未来部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、上記に加えて、必要に応じて、県が実施する以下の措置に協力する。

① 外出制限等

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると

考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

② 施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

③ 施設の使用制限（学校、保育所等以外）

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（４）予防接種

① 住民接種

- ・ 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を継続する。（健康医療部）
- ・ 市は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。（健康医療部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、上記に加えて、必要に応じて、以下の措置を講じる。
- ① 市は、地域未発生期の対策を継続し、住民に対し特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。（健康医療部）

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

- ・ 市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に対し、県の設置する帰国者・接触者相談センターに相談し、帰国者・接触者外来を受診するよう引き続き周知する。(健康医療部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ・ 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係部局)

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力要請する。(環境生活部、健康医療部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者である市は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道局)

② 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれそ

の業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県が行う調査・監視に協力するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境生活部、関係部局）

5. 地域感染期

状態
・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。
目的
1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

① 体制の強化

- ・ 市は、引き続き情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部会議を適宜開催し、新型インフルエンザ等地域感染期における対策を実施する。（健康医療部、関係部局）

【緊急事態宣言の措置】

○ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市対策本部を設置する。（全部局）

② 他の地方公共団体による代行、応援等

- ・ 県または市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市は、市民に対して県内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。(企画部、健康医療部)
- ・ 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、教育部、関係部局)
- ・ 市は、県や(公財)山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(健康医療部、関係部局)

③ 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康医療部、企画部)

④ コールセンターの継続

- ・ 市は、県と連携して、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターを継続する。(健康医療部)

(3) まん延防止に関する措置

① 市内でのまん延防止対策

市は、県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康医療部、教育部、福祉部、こども未来部)
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染対策の徹底を要請する。(健康医療部、関係部局)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(関係部局)

- ・ 市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康医療部、福祉部、こども未来部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加えて、必要に応じ、以下の対策を行う。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況においては、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて、県が以下の措置を講じる。この場合、市は、適宜、県に協力する。（健康医療部、関係部局）
 - ① 外出制限等
 - ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ② 施設の使用制限（学校、保育所等）
 - ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
 - ・ 要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・県康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ③ 施設の使用制限（学校、保育所等以外）
 - ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。
 - ・ 特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設で、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
 - ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

① 住民接種

- ・ 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康医療部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加えて、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 住民接種

市は、地域未発生期の対策を継続し、住民に対し特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を進める。(健康医療部)

(5) 医療

① 在宅で療養する患者への支援

- ・ 市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康医療部、福祉部、こども未来部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し（特措法第48条第1項及び第2項）、医療を提供する。この場合、市は、適宜、県に協力する。(健康医療部、福祉部、こども未来部)

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ・ 市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を

開始するよう要請する。（関係部局）

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力要請する。（環境生活部、健康医療部、関係部局）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・ 市は、県と連携して、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認等に協力する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者である市は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道局）

③ 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県が行う調査・監視に協力するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力要請を行う。（特措法第 59 条）。（環境生活部、関係部局）
- ・ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境生活部、関係部局）
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（環境生活部、関係部局）

⑤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 市は、市行動計画等に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康医療部、福祉部、こども未来部、関係部局）

⑦ 埋葬・火葬の特例等（特措法第 56 条）

- ・ 市は、県から要請があったときは、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（環境生活部）
- ・ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境生活部）

6. 小康期

状態
・ 新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的
1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 市対策本部の廃止

- ・ 市は、緊急事態解除宣言が発出されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(特措法第 37 条)(全部局)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(企画部、健康医療部)

② 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。(健康医療部、企画部)
- ・ 市は、再流行を早期に探知するため、県が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握に協力する。(健康医療部、福祉部、こども未来部、教育部)

③ コールセンターの縮小

- ・ 市は、県と連携して、国の方針に従い、状況を見ながら、コールセンターを縮小する。(健康医療部)

(3) 予防接種

① 住民接種

- ・ 市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(健康医療部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加えて、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、住民に対し特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種を進める。(健康医療部)

(4) 医療

① 医療体制

- ・ 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康医療部、福祉部、こども未来部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力要請する。(環境生活部、健康医療部、関係部局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 市は、県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康医療部、関係部局)

② 業務の再開

- ・ 市は、国の方針に従い、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係部局)

1 新型インフルエンザ等相談窓口

●市のコールセンター

相 談 窓 口	住 所	電話番号 F A X	E メール
周南市健康医療部 健康づくり推進課	〒745-0005 周南市児玉町1丁目1番地	TEL:0834-22-8553 FAX:0834-22-8555	kenkoso@city. shunan.lg.jp

●県内の新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター及びコールセンター

相 談 窓 口	住 所	電話番号 F A X	E メール
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	TEL:0834-33-6423 FAX:0834-33-6510	a13217@pref. yamaguchi.lg.jp
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1丁目1番地	TEL:083-933-2956 FAX:083-933-2969	a15200@pref. yamaguchi.lg.jp
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	TEL:0827-29-1521 FAX:0827-29-1594	a13214@pref. yamaguchi.lg.jp
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	TEL:0820-22-3631 FAX:0820-22-7286	a13216@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	TEL:083-934-2533 FAX:083-934-2527	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (防府支所)	〒747-0801 防府市駅南町13-40	TEL:0835-22-3740 FAX:0835-22-0962	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	TEL:0836-31-3200 FAX:0836-34-4121	a13220@pref. yamaguchi.lg.jp
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	TEL:0837-22-2811 FAX:0837-22-6363	a13225@pref. yamaguchi.lg.jp
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	TEL:0838-25-2663 FAX:0838-26-0691	a13226@pref. yamaguchi.lg.jp
下関市立下関保健所	〒750-0006 下関市南部町1-6	TEL:コールセンタ ー設置時に設定 FAX:083-231-1376	hkhokeny@city. shimonoseki. yamaguchi.jp

2 感染症指定医療機関一覧表

(1) 第一種感染症指定医療機関

管轄医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
山口県全域	山口県立総合医療センター	2床

(2) 第二種感染症指定医療機関

地 区	管轄二次医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
県東部	岩 国 柳 井 周 南	徳山中央病院	12床
県中部	山 口・防 府 宇 部・小野田	山口県立総合医療センター	12床
県西部	下 関	下関市立市民病院	6床
北 浦	長 門 萩	山口県厚生連長門総合病院	8床
合 計			38床

【用 語 解 説】

(五十音順)

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 業務計画

指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画。

○ **緊急事態宣言**

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部により公示される。

○ **抗インフルエンザウイルス薬**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ **コールセンター**

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

○ **個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)**

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ **サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ **指定公共機関**

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるもの。

○ **指定地方公共機関**

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定地方公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

○ **死亡率 (Mortality Rate)**

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ **新型インフルエンザ**

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が

当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的な大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 診療継続計画

地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じ、継続して医療を提供するために医療機関において作成する計画。

○ 新臨時接種

病原性の高くない新型インフルエンザの発生時（緊急事態宣言が行われていない場合）に、発病や重症化を図るために予防接種法第 6 条第 3 項に定める臨時に行う予防接種。（緊急事態宣言が行われている場合は臨時接種参照）

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ **発病率（Attack Rate）**

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ **パンデミック**

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **病原性**

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ **臨時接種**

病原性の非常に高い恐れがある新型インフルエンザ等の発生により、緊急事態宣言が行われている場合に、予防接種第法 6 条 1 項規定により臨時に行う予防接種。（緊急事態宣言が行われていない場合は新臨時接種参照）